

ウェルフェアオフィサー設置要項

1. 基本的な考え方

国際化、様々な価値観、生活様式の多様化が進んだことにおいて、日本の社会のみならず、サッカーを取り巻く環境においても、差別や暴力に対する認識等に対して脆弱な意識、思考、行動が見受けられる。

差別、暴力（暴言、ハラスメントを含む）が我々のスポーツにおいて、また我々の暮らす社会において、本当に根絶されるために日本のサッカーはこれらに対して更なる行動をとる。

2. 設 置

サッカーに関わるすべての人が安全にサッカーを楽しむことができる環境を作り出すこと、また、サッカー活動においてリスペクト精神が浸透し、オンザピッチ、オフザピッチでフェアなプレーを確保することが大切であり、誰もがリスペクトやフェアプレーの考え方を理解することが必要である。

ウェルフェアオフィサーは、各種サッカー協会、連盟、競技会、クラブ（以下、「協会等」という。）に設置され、サッカーを取り巻く環境の“ウェルフェア”醸成に努め、よりサッカーを楽しむ人のためになるよう活動する。

3. 種 類

ウェルフェアオフィサーは、次の3種類とする。

- ① ウェルフェアオフィサー（ジェネラル）
- ② マッチ・ウェルフェアオフィサー
- ③ クラブ・ウェルフェアオフィサー

4. 役 割

ウェルフェアオフィサーは、リスペクトやフェアプレーを啓発、促進し、暴力、差別等の予防活動を通じて、問題を未然に防ぐ、また、顕在化した諸問題に対応、問題解決を図ると共に、問題の内容や重大さによって司法機関や諸関連組織への橋渡しとしての役割を担う。

具体的な役割は、次のとおりとする。

(1) ウェルフェアオフィサー（ジェネラル）

- ① 所属地域、連盟等におけるリスペクト、フェアプレーの啓発、促進及び暴力、差別等予防活動
- ② 所属地域、連盟等におけるリスペクト、フェアプレーに係る教育活動
- ③ 上記2項のための研修会、講習会の実施
- ④ 所属地域、連盟等における暴力、差別等に関する相談窓口対応
- ⑤ 所属地域、連盟等における暴力、差別事案等の対応
- ⑥ リスペクト、フェアプレーに関し、所属団体内規律、裁定委員会等との連携
- ⑦ リスペクト、フェアプレーに関し、外部団体との連携

- ⑧ マッチ・ウェルフェアオフィサー及びクラブ・ウェルフェアオフィサーとの連携、調整
- ⑨ その他、リスペクト、フェアプレーに関する活動
- (2) マッチ・ウェルフェアオフィサー
 - ① 競技会会場におけるリスペクト精神、フェアプレーの啓発、促進及び暴力、差別等予防活動
 - ② 競技会会場におけるリスペクト、フェアプレーに係る教育活動
 - ③ 上記2項のため、競技会において研修会、講習会の実施
 - ④ 競技会会場における暴力、差別等に関する相談窓口対応
 - ⑤ 競技会会場における暴力、差別事案の対応
 - ⑥ 競技会のリスペクト、フェアプレーに関して、技術委員会、審判委員会、リスペクトフェアプレー委員会、他のウェルフェアオフィサー等との連携
 - ⑦ 競技会のリスペクト、フェアプレーに関して、外部団体との連携
- (3) クラブ・ウェルフェアオフィサー
 - ① 所属クラブにおけるリスペクト、フェアプレーの啓発、促進及び暴力、差別等予防活動
 - ② 所属クラブにおけるリスペクト、フェアプレーに係る教育活動
 - ③ 上記2項のため、所属クラブ内における研修会、講習会の実施
 - ④ 所属クラブにおける暴力、差別等に関する相談窓口対応
 - ⑤ 所属クラブにおける暴力、差別事案等の対応
 - ⑥ リスペクト、フェアプレーに関し、リスペクトフェアプレー委員会、他のウェルフェアオフィサー、所属クラブの外部団体等との連携

5. 業務、義務及び権限

- (1) ウェルフェアオフィサーは、その役割を果たすため、次の業務を行う。
 - ① リスペクト、フェアプレーの啓発、促進及び暴力、差別等予防のための組織、体制作り、実施計画の策定
 - ② リスペクト、フェアプレーの啓発、暴力、差別等予防のための講習会、研修会等の開催
またキャンペーン活動の実施
 - ③ 関連委員会、団体との会議の開催
 - ④ 発生事案に関して、関係者の面談、事情聴取等による事実把握
 - ⑤ 発生事案に関し、関係者への指導、改善案の提示
 - ⑥ その他、ウェルフェアオフィサーの役割を果たすために必要と考えること
- (2) ウェルフェアオフィサーは、次の義務を負う。
 - ① リフレッシュ講習会を含む所定の研修会、講習会に参加し、ウェルフェアオフィサーとしての資質、知識向上に努める
 - ② 所属の地域、連盟、クラブ及び競技会において、積極的に活動する
 - ③ 業務遂行上知り得た事実を守秘する
- (3) ウェルフェアオフィサーは、暴力、差別事案について、相談、調整、教育活動等の活動を行うが、懲罰は下さない。

6. 認定、登録、更新及び派遣

- (1) ウェルフェアオフィサーの認定は、次により行う。
- ① 公益財団法人日本サッカー協会（以下、「JFA」という。）が主催する認定講習会を受講し、ウェルフェアオフィサーの役割を果たせると判断された者が認定される。
 - ② 認定講習会の受講要件は、次のとおりとする。
 - ア. 満25歳以上であること
 - イ. 心身共に健全であること
 - ウ. 禁固以上の刑に処せられていないこと
 - ③ マッチ・ウェルフェアオフィサーについては、競技会を主催するサッカー協会の開催する認定講習会を受講し、その役割を果たせると判断された場合に認定される。
 - ④ クラブ・ウェルフェアオフィサーは、クラブの所属するサッカー協会の開催する認定講習会を受講し、その役割が果たせると判断された場合に認定される。
 - ⑤ ウェルフェアオフィサーの認定者は、JFA会長とする。
 - ⑥ 認定期間は、認定講習会受講日から受講日の翌年12月31日までとする。
- (2) ウェルフェアオフィサーは、次によりJFAに登録される。
- ① 認定されたウェルフェアオフィサーは、認定講習会の主催者がJFAに報告することにより登録される。
 - ② 登録管理は、JFA管理部が行う。
 - ③ 登録料は、無料とする。
- (3) ウェルフェアオフィサーは、次により登録更新を行う。
- ① 毎年1度、JFA等の主催するリフレッシュ講習会を受講する。
 - ② 講習会において、ウェルフェアオフィサーの役割を継続して果たせると判断された者が更新できる。
 - ③ リフレッシュ講習会主催者は、受講者についてJFA管理部に報告する。
 - ④ 更新後の認定期間は、リフレッシュ講習会受講日から受講日の翌年12月31日までとする。
- (4) 派遣
- 競技会を主催するサッカー協会のウェルフェアオフィサーは、その競技会にマッチ・ウェルフェアオフィサーを派遣する。

7. 解任

ウェルフェアオフィサーは、その役割を果たすことができないと判断された場合、法律等に反し起訴された場合、認定解除される。